

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (定義)                      第2条 (略)                      2 (略)                      3 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第9条第1項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p>	<p>本則                      (定義)                      第2条 (略)                      2 (略)                      3 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項、第9条第1項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。